

介護老人福祉施設事業会計予算

平成23年度 恵那市介護老人福祉施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度恵那市介護老人福祉施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 施設床数	入所床数	60床
	短期入所床数	10床
	通所床数	20床
(2) 年間利用者数	入所者	21,170人
	短期入所者	3,650人
	通所者	3,420人
(3) 1日平均利用者数	入所者	58.0人
	短期入所者	10.0人
	通所者	14.0人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 施設運営事業収益	413,000千円
第1項 事業収益	350,340千円
第2項 事業外収益	62,660千円
支 出	
第1款 施設運営事業費用	413,000千円
第1項 事業費用	411,500千円
第2項 事業外費用	1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額 339千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			19,361千円
第1項 出 資 金			19,360千円
第2項 寄 附 金			1千円

	支	出	
第1款 資本的支出			19,700千円
第1項 企業債償還金			19,020千円
第2項 建設改良費			680千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該年度に属する債務及び債権として整理する金額は、次のとおりと定める。

特例的収入	60,000千円
-------	----------

特例的支出	15,000千円
-------	----------

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	280,250千円
-----------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成23年3月1日 提出

恵那市長 可 知 義 明